

荒尾市立図書館  
図書館資料の弁償に関する取り扱い要領について

2026年 3月1日  
荒尾市立図書館 指定管理者  
株式会社 紀伊國屋書店

## 荒尾市立図書館資料の弁償に関する取り扱い要領

### (目的)

この要領は、荒尾市立図書館条例第 7 条の規定に基づき、荒尾市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料の亡失、汚損又は破損（以下「亡失資料等」という。）に係る弁償について、必要な事項を定めるものとする。

### (弁償の方法)

- (1) 図書館の利用者（以下「利用者」という。）が資料を亡失、汚損又は破損した場合は、館長は、該当利用者に対し、弁償するよう求めるものとする。  
なお、当該利用者が児童等責任能力のない者である場合は、保護者等の監督する者がその責任を負うものとする
- (2) 汚損又は破損に係る弁償を求める基準は、別記「弁償を要する資料の汚損・破損基準」によるものとする。ただし、相互協力サービスを通じて借り受けた資料については、原則として、相手館の破損・汚損に係る弁償基準によるものとする。
- (3) 弁償資料は、亡失等資料と同一の資料とする。  
ただし、絶版等の理由により、同一の資料による弁償が困難な場合は、館長が指定した資料をもって代えることができる。
- (4) 館長は、資料が弁償されたときは、受領証を交付するものとする。
- (5) 亡失・汚損又は破損した資料については、「荒尾市立図書館除荷・除籍基準」に従い処理するものとする。
- (6) 資料の亡失、汚損又は破損に係る弁償の請求を受けた者が、図書館の定める期間内に弁償を行わない場合は、当該利用者について、新たな資料の予約及び貸出を行わないものとするができる。

### (弁償の免除)

- (1) 前項の規定にかかわらず、館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。
  - ア 火災により資料を消失した場合
  - イ 自然災害により資料を亡失、汚損又は破損した場合
  - ウ 盗難による亡失のうち、警察に盗難届を提出し、本人の過失によるものではなく、やむを得ない理由によるものと館長が認めた場合
  - エ 長期間の利用による経年劣化が原因であると認められる場合
  - オ 修復が可能である場合
  - カ その他、館長がやむを得ないと認める場合

(2) 前項 (1) から (2) に該当する利用者は、「図書館資料弁償免除届」に火災証明書等必要な書類の写しを添付し、館長に届出なければならない。

(弁償の期限等)

弁償の期限は、利用者が前条第 2 項の届出を行った日又は図書館が弁償を求めた日から起算して、1 か月以内とする。

(損傷した資料の譲渡)

図書館は、弁償後、損傷した図書館資料を、弁償者に対して譲渡することができる。

(返還等の請求)

利用者が資料の亡失により弁償した同一の資料又は代替資料については、その後、当該資料が発見された場合であっても、返還しないものとする。